

公文書及び保有個人情報の写しの作成等に要する費用の額

令和5年3月31日告示第167号

川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第17条第2項に規定する公文書の写し及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年川崎市条例第76号）第12条第2項に規定する写しの作成等に要する費用の額については、次のとおりとする。

1 写し等の作成に要する費用の額

- (1) 乾式複写機により写しを作成する場合（第9号の場合を除く。）（単色刷り）
写し1面につき10円
- (2) 乾式複写機により写しを作成する場合（第9号の場合を除く。）（多色刷り）
写し1面につき30円
- (3) マイクロフィルムリーダープリンターにより写しを作成する場合
写し1面につき10円
- (4) 録音カセットテープに複写する場合（第9号の場合を除く。）
複写1巻（120分）につき110円
- (5) ビデオカセットテープに複写する場合（第9号の場合を除く。）
複写1巻（120分）につき250円
- (6) 光ディスク（CD-R）に複写する場合
複写1枚（700MB）につき100円
- (7) 光ディスク（DVD-R）に複写する場合
複写1枚（7.4GB）につき120円
- (8) 第1号から第7号までにより難しい場合
写し等の作成に要する費用の実費に相当する額
- (9) 請負契約又は委託契約により写し等の作成をする場合
当該契約で定める額

2 写し等の送付に要する費用の額 郵送料